

役員選挙管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 日本調査業協会（以下「本法人」という。）役員選任規程に基づき、理事候補者、監事候補者及びそれぞれの補欠者並びに会長及び副会長の互選（以下「役員選挙」という。）の方法その他について、必要な事項を定めるものとする。

(選挙に関する倫理)

第 2 条 正会員は、選挙に関して直接であると間接であると問わず、自己、又は他の正会員若しくは本法人の名誉並びに信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(選挙期日)

第 3 条 選挙は、2 年毎の定時総会に行う。但し、理事会の議決を経て変更することができる。

(選挙管理委員会)

第 4 条 役員選挙に関する事務を行うため、本法人正会員及び本法人事務局員 1 名を加えた者から選出された選挙管理委員（以下「委員」という。）により組織する選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、役員選挙に関する事務を公明かつ適正に行うため、信義誠実の原則に基づき活動するものとする。

3 委員会は、役員選挙に関する事務を円滑に運営する権限と責任を有する。

4 選挙管理委員長（以下「委員長」という。）は、委員会を代表し、その事務を統括する。

5 選挙管理副委員長（以下「副委員長」という。）は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ定められた順位に基づき、その職務を代行する。

6 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ成立しない。

7 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

8 委員会の専決事項を除く事務は、本協会の事務局（以下「事務局」という。）が行う。

9 委員は、秘密保持に関する誓約書（別記様式 4）を提出するものとする。

(会議の種類)

第 5 条 委員会の会議は、第 9 条に基づき定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、第 1 回定例委員会及び第 2 回定例委員会とする。
- 3 臨時会は、第 1 回定例委員会から第 2 回定例委員会までの間に、第 9 条第 3 項の規定に基づき開催する。

(委員の資格)

第 6 条 委員は、役員（理事・監事）の選任に関する規程第 3 条第 1 項及び同 3 号に規定する資格を有する者のうちから選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、現に役員である者及び役員に立候補し又はその推薦を受ける予定である者は、委員になることができない。
- 3 過去に第 8 条第 4 項に該当し委員を解任されたことがある者は、委員になることができない。
- 4 委員に委嘱された者は、当該役員選挙が終了するまでの間、役員に立候補、又は役員及びその補欠者として被推薦者となることはできない。
- 5 委員は、非常勤とし、再任を妨げない。

(委員の選出)

第 7 条 理事会は、前条及び第 4 条第 1 項の資格を有する者のうちから委員 3 名を選出し、役員選任が行われる定時総会（以下「総会」という。）開催日の 30 日前までに、会長にその名簿を提出するものとする。

(委員の任期)

第 8 条 会長は、理事会から提出された委員名簿に登載されている者を、総会開催日の 30 日前までに、委員に委嘱するものとする。

- 2 委員の任期は、会長から委嘱を受けたときから第 2 回定例委員会の終了時までとする。
- 3 委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、委員会の決議をもって委員の資格を喪失する。
 - (1) 第 4 条の委員の資格を満たさなくなったとき
 - (2) 本人が辞任したとき
 - (3) 本人が死亡したとき
 - (4) 正当な理由なく、委員の責務を果さなかったとき
 - (5) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- 4 委員長は、委員としてふさわしくない行為があったと認められるときは、直ちに理事会に報告し、理事会の審議決議をもって当該委員を解任しなければならない。

- 5 委員長は、第 3 項及び前項によって欠員が生じたときは、直ちに補欠者名簿のうちから委員を選出して会長に届け出るものとし、会長は、速やかに委員に委嘱するものとする。

(会議の招集)

第 9 条 会長は、総会開催日が決定したときは、その 30 日前までに、理事会から届け出のあった委員による第 1 回定例委員会を招集しなければならない。

2 委員長は、総会の終了後に第 2 回定例委員会を招集しなければならない。

3 委員長は、会議が必要と認められるとき、又は 3 分の 2 以上の委員が会議の開催を請求したときは、直ちに臨時会を招集しなければならない。

(委員長及び副委員長の選出)

第 10 条 第 1 回定例委員会において、委員長 1 名、副委員長 1 名を、委員の互選により選出する。

2 委員会は、出席委員全員に異議がないときは、第 1 項の互選にかえて指名推薦の方法を用いることができる。この場合においては、出席委員全員の同意があった被指名人をもって当選人とする。

(選挙の日程)

第 11 条 会長は、第 1 回定例委員会を招集する際、又は第 1 回定例委員会の席上において、本法人の理事会で定められた総会開催日を、全員に通知しなければならない。

2 選挙の日程は、総会開催日を基準とし、原則として、次の各号に定める日程によって実施するものとし、委員会は理事会と調整し、必要な日程を確定しなければならない。

- | | |
|---------------------------|----------------|
| (1) 選挙管理委員名簿の作成及び提出 | 総会開催日の 30 日前まで |
| (2) 第 1 回定例委員会の開催 | 総会開催日の 25 日前まで |
| (3) 役員の立候補受付開始通知日 | 総会開催日の 20 日前まで |
| (4) 役員の立候補受付の締切日 | 総会開催日の 10 日前まで |
| (5) 総会開催日の告知 | 総会開催日の 1 か月前まで |
| (6) 会長・副会長・専務理事の互選 | 総会当日の理事会 |

(総会における有権者)

第 12 条 総会における有権者は、定款第 5 条に定める正会員であつて、総会運営規程に基づく資格を有する者とする。

2 前項の規定による有権者が投票できないときは、当該有権者から委任状を以て委任を受けた正会員がその代理人として投票することができる。

(理事候補者等の立候補の届出)

第 13 条 理事候補者又は監事候補者になろうとする者は、役員の立候補受付の締切日までに、委員会に対し「理事・監事立候補届」(別記様式 1・2)に「誓約書」(別記様式 3・4)及び履歴書(別記様式 5)を添え、立候補の届け出を委員会に提出しなければならない。

2 推薦人が候補者を推薦する場合は、委員会に対し「理事・監事推薦状」(別記様式 6・7)を委員会に提出する。

3 立候補者が定数に満たない場合は、委員会は理事会に対し、役員選任規程第 6 条に基づき理事候補者推薦を要請することができる。その場合、理事会は定数を充足させるために必要な立候補者を速やかに決定し、委員会へ届け出なければならない。

4 立候補届出期間中、正会員から定数又は立候補者名の問い合わせがあった場合、委員会又は事務局はそれに応えなければならない。

(理事・監事立候補の辞退届)

第 14 条 前条第 1 項の規定により、理事又は監事に立候補した者が、立候補を辞退しようとするときは、総会の前日午後 5 時までに「理事・監事立候補辞退届」(別記様式 8・9)により委員会に届け出なければならない。

(理事候補者等の選出)

第 15 条 理事会にて調整選出された理事監事候補者の数が定数と同数以下である場合は、総会において承認を得て、候補者全員が選出されたものとする。

2 理事候補者又は監事候補者の推薦立候補者数が定数を超える場合は、当該総会において、本委員会の管理のもとに選挙を行い、有効投票の多数を得た者から順にその定数に達するまで理事候補者又は監事候補者として選出し、次点以下の者はその得票の多い者から順にその定数に達するまでその補欠者として選出する。

3 前項の場合で、得票数が同数の場合は、当該同一得票者による決戦投票を行い、最多数を得た者を当選人とする。ただし、決戦投票で得票数が同数の場合は、くじにより決定する。

4 理事会は、理事会が推薦し選出した理事候補者及び監事候補者並びにその補欠者を総会に推薦するため、委員長に報告しなければならない。

5 理事会から推薦する理事候補者及び監事候補者の補欠者についても、「誓約書」(別記様式 1・2)を提出しなければならない。

(理事候補者等の選任)

第 16 条 委員長は、推薦立候補された理事候補者及び監事候補者並びにその補欠者の氏名を、総会に報告しなければならない。

- 2 前項により報告された被推薦者は、総会に出席した有権者の過半数の承認を経て、理事及びその補欠者並びに監事及びその補欠者として選任されるものとする。

(会長及び副会長の選定)

第 17 条 前条第 2 項により理事が選任されたときは、選任された理事による理事会を速やかに開催し、会長及び副会長を選定する。

- 2 会長及び副会長の選定に当たっては、理事会の管理のもとで互選又は推薦の方法により行うものとする。
- 3 選挙により決した場合の会長は、立候補者のうちから単記無記名の投票により、有効投票の最多数を得た者を持って選定する。但し、立候補者がいない場合は、推薦された者について、理事の過半数の同意を得て選定することができる。また、被推薦者が複数の場合は、単記無記名の投票により、有効投票の最多数を得た者をもって選定する。

(選挙管理事務)

第 18 条 総会において、委員会が行う役員選挙に関する事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受け付けた立候補者について、その都度、役員選任規程第 3 条に定める役員の資格について審査し、該当しない者については直ちにその理由を本人に通知するとともに、立候補の受付を取り消す
- (2) 理事会と協議して総会の開催日時、開催場所、立候補者名、投票による選挙実施の有無、その他必要な事項を通知する
- (3) 立候補者の氏名を連記した「理事・監事選挙投票用紙」(別記様式 10) 及び投票箱を準備し適正に保管する。但し、当該総会において投票による選挙を実施しない場合には、その準備を必要としない
- (4) 投票による選挙が必要な場合には、投票用紙、投票箱、有権者名簿、その他必要な資材を当該総会の会場へ搬入し、定刻までに適切に設営する
- (5) 投票用紙は、有権者を確認した上で交付し記入させ、指定の投票箱に投票させる。特に投票箱については、その直近に複数の委員を配置し、不正行為等を防止する
- (6) 投票終了後は、委員立会いのもとで直ちに開票し、各立候補者の得票数を集計し当選人を確定する

(7) 集計にあたり無効とする票は、次のとおりとし、投票の有効及び無効の判定は、委員 2 名以上による過半数で決し、可否同数のときは、委員長又は委員長があらかじめ指名した委員が決定する

- ア 有権者以外が投票した票
- イ 指定した投票用紙以外で投票された票
- ウ ○印以外の記入がある票
- エ ○印の数が定数を超えている票又は定数に満たない票
- オ 白紙のまま投票された票

(8) 委員長又はその指名を受けた委員は、開票作業が終了した際、理事候補者選挙及び監事候補者選挙の区分ごとに、交付した投票用紙の数、回収した投票用紙の数、有効投票数、無効投票数、白紙投票数、当選人とその得票数、その補欠者とその得票数、その他必要な事項を当該総会に報告する

(9) 委員会は、前各号の事務について、必要な範囲で事務局に委ねることができる

(第 2 回定例委員会の開催)

第 19 条 役員選挙が終了したときには、委員長の招集によって第 2 回定例委員会を開催する。

2 当該定例委員会において、次の各号に定める内容について、事実には忠実な記録簿を作成するものとする。

- (1) 委員会（定例会及び臨時会）開催の日時、場所、会議内容、決議事項
- (2) 委員の委嘱年月日、委員長及び副委員長の選出方法とその結果
- (3) 総会開催の日時、場所、出席委員名、投票による選挙の有無、選挙結果
- (4) 任期中に委員に変更があった場合にはその記録、その他、委員会の活動の克明な記録、及び各委員の所見など

3 前項において作成した記録簿は、会長に提出するものとする。

4 第 2 回定例委員会の終了をもって、委員の任が解かれるものとする。

(投票用紙の保管)

第 20 条 総会で投票に使用されたすべての投票用紙の保存期間は、選挙後 2 年間とし、事務局がこれを保管する。

(報酬及び費用の支弁)

第 21 条 委員は、無報酬とする。

2 委員及び委員会は、その事務を行うために要する費用について、本協会からその支弁を受けることができる。

(改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1	平成 23 年 06 月 10 日 改定施行	H23 年度 第 1 回定例理事会承認
2	平成 26 年 04 月 01 日 施行	H26 年 03 月 06 日 (木) (一社) 設立総会
3	平成 28 年 05 月 24 日 改定施行	第 1 回臨時理事会承認
4	平成 29 年 06 月 29 日 改定施行	第 2 回定例理事会承認